

虐待防止のための指針

グループホームこすもす

策定年月日 2024年7月1日

高齢者虐待防止のための指針

1. 虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。

また正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的・結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待防止委員会に関する事項

(1) 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、身体拘束適正化と一体的に開催し「身体拘束及び虐待防止委員会（以下委員会）」を設置します。

尚、本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、管理者、介護支援専門員、生活相談員、介護職員等、を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。

(2) 委員会は3か月に1回開催します。

(3) 委員会の議題は次のような内容について協議するものとします。

- ① 施設内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ③ 身体拘束廃止に関する職員への指導
- ④ 提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりがねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取組に関する事
- ⑤ 施設職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取組に関する事
- ⑥ 虐待防止のための指針、マニュアル整備に関する事
- ⑦ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑧ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑨ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

4. 高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する高齢者虐待防止のための研修内容を、基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本指針に基づき虐待防止を徹底します。

(2) 実施は年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

(3) 研修の実施内容については研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

5. 虐待又はその疑い（以下虐待等）が発生した場合の対応に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待等が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処します。

(2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被害者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

(1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。

(2) 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。

(3) 入居系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげる。

(4) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

- (5) 委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに施設長へ報告する。速やかに市町村に通報しなければならない。
- (6) 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行う。
- (7) 報告、解決の手順は高齢者虐待防止をマニュアル参照する。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

附則

この指針は、令和6年7月1日より施行する。